

野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項

第1 基本事項

1 移管後の運営施設

現在の野洲市立野洲第三保育園(以下、「第三保育園」という。)の園舎を計画地に移転建替し、認可保育所を開所・運営すること。なお、保育所定員90人を確保したうえで認定こども園として開園・運営の提案があった場合は、提案内容を確認したうえで、適当であれば、これを認めることとする。

2 開園日

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「祝日」という。)、年末年始(12月29日から翌年1月3日、)を除く毎日

3 開園時間

7時30分から18時30分の間において、標準保育時間として11時間実施し、その後30分以上の延長保育を実施することにより、第三保育園の開園時間である7時30分から19時00分を下回らないよう開園時間を設定すること。なお、これを超える時間も提案可能とする。

4 定員

第三保育園と同等の90人とし、各クラスの定員は第三保育園の現況園児数をベースに設定すること。なお、これを超える定員数の提案についても可能とするが、適切な保育環境を確保できる範囲内とする。また、本市では3歳未満児(特に1歳児)の待機児童が多い状況であることから、その点も踏まえた定員内訳の提案とすること。

5 職員配置

職員配置等については関係法令を遵守するほか、定員数を考慮しながら、下記の(1)から(3)までの条件を満たす提案とすること。

(1)以下の職員を必ず配置すること。なお、以下の職員以外にも運営上必要な職員は、適切に配置すること。

ア 施設長(園長)

イ 主任保育士

ウ クラス担任保育士

エ 調理員

オ 家庭支援推進保育士

(2)保育士の配置は、0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児20:1、4・5歳児30:1で配置すること。なお、配置基準の見直しが予定されていることから、改定があった場合は、その基準での配置とすることに留意すること。

(3) 職員の配置については、経験年数等を考慮した適切な配置とすること。

6 移管実施のための準備

事業者は、移管までに職員の確保及び研修(次項の合同保育を含む)を実施すること。また、市及び第三保育園職員と協議しながら、保育内容及び事務等の引継ぎ、その他必要な準備事項等を実施すること。

7 合同保育の実施

- (1) 民営化による保育環境の変化が園児に極力影響を与えないようにすることを目的に、第三保育園において、市職員と決定事業者の予定保育士による合同保育を実施する。
- (2) 合同保育の実施は移管前年度に行い、期間については3か月から1年の間で、事業者決定後に決定事業者と協議して設定する。
- (3) 合同保育には、予定施設長(園長)、予定主任保育士及び予定クラス担任保育士等が参加することとする。
- (4) 合同保育の内容、日数及び時間等詳細については、事業者決定後に市と決定事業者が協議して設定する。
- (5) 合同保育に係る人件費等の費用の一部については、市の予算の範囲内での補助も検討する。
- (6) 移管に伴い合同保育は終了とするが、移管後一定期間、市職員が巡回等により保育内容等を確認するので、決定事業者は、その受入れについて協力すること。なお、その内容等については、事業者決定後に市と決定事業者で協議することとする。

8 関係者による協議の場の設定

- (1) 決定事業者は、移管事業を進めるに当たり、市、地域の団体及び第三保育園保護者との協議の場を設定すること。また、協議の形式については、市、地域の団体及び第三保育園保護者と協議のうえ定めること。
- (2) 協議の場における出席者については、地域の団体及び第三保育園保護者と協議のうえ、各代表者で構成することも可能とする。
- (3) 協議の場が各代表者で構成される場合は、各関係者が協議内容を共有できるよう、情報提供に努めること。
- (4) 上記で設定した協議の場は、移管後も継続して設置すること。なお、移管後の設置形式等については、関係者と協議等行うこと。
- (5) 協議の場に出された意見等については、誠意を持って対応すること。

第2 運営関係事項

1 基本的条件

第三保育園の運営内容を継承すること及び関係法令等に基づき運営することを基本とするが、次の2から10までの内容については特に留意すること。なお、移管後、第三保育園の運営内容を

変更する場合や新たな取り組みを行う際は、事前に保護者への説明や意見聴取等を行い、保護者の理解を得ながら実施すること。

2 保育内容

0歳児(遅くとも生後6か月)以上の児童を対象に保育を実施し、保育内容については、第三保育園の内容を引き継ぐことを基本とする。なお、特別保育については次のとおりとする。

(1) 延長保育

7時30分から18時30分の11時間の標準保育後30分以上の延長保育を実施すること。なお、その前後に、これを超える時間で実施する提案も可能とする。

(2) 障がい児保育

市が保育の実施決定を行った障がい児(要加配児童)については、障がいの種類、程度等に応じて加配保育士を配置するとともに、適切な保育を実施すること。

(3) その他の特別保育

休日保育、一時保育、病児保育等、上記(1)及び(2)以外の保育について実施可能な事業がある場合、提案事業として示すこと。

3 第三保育園運営内容で特に重要な取組

第三保育園で取り組んでいる内容で、特に重要な継承内容は次のとおりである。

(1) 野洲市保育所保護者会連絡協議会への加盟

(2) 地域の保護者会との懇談及び総会・役員会への出席

(3) 野洲市学校・園所人権教育推進委員会野洲中学校区部会に所属し、会議・研修等への参加

(4) 地域と第三保育園及び野洲幼稚園で行っている懇談会の事務局及び運営

(5) 「和田部落解放文化のつどい」への参加及び協力

(6) 地域の伝統産業である和太鼓を保育に取り入れ、上記(5)の「和田部落解放文化のつどい」で発表

(7) 家庭支援推進保育士を設置し、家庭環境に配慮が必要な児童を受け入れ、対象児童や家庭に対する助言、指導及び職員の研修等の実施

(8) 上記記載以外にも地域との協働に関する会議や行事等への積極的な参加

4 年間行事等

第三保育園の主な年間行事等(主な年間行事表参照)を継承することを基本とし、事業者決定後、継承内容について市と協議すること。なお、特に重要な行事は次のとおりである。

(1) 和田部落解放文化のつどいへの参加<11月>

ア ステージ発表(5歳児の和太鼓 4・5歳児のリミックやリズム体操)

イ 展示(園の取り組み・保護者会の取り組み)

(2) 新入園児保護者学習会

第三保育園設立の理由や経緯、また同和保育で大切にしていることなどを伝える学習会

(3)子育て学習会(年3回)

保護者会との共催で行う人権問題についての学習会

(4)一緒に遊ぼう、人権サロン(年2回)

「一緒に遊ぼう」では一日数人の保護者が先生として保育に参加する。その後「人権サロン」として人権や命について考える会を持つ。

(5)ふれあい訪問(年1回)

絵本の読み聞かせの大切さを保護者に伝えることを目的に各家庭に訪問し(コロナ禍以降は園内で行なっている)、保育者が子どもに絵本の読み聞かせを行う。

5 給食

(1)調理室を設置し、自園調理方式で実施すること。

(2)食物アレルギーへの対応は、除去食や代替食などにより、利用乳幼児一人ひとりの状況に応じたものとする。

(3)上記(1)及び(2)以外についても、関係法令等に基づき、安全衛生面に配慮して実施すること。

6 保護者への配慮

次に掲げる事項について、保護者へ配慮すること。

(1)第三保育園で使用している持ち物等の継続使用

(2)保育料以外の費用について、現行負担額と同程度になるよう努めること。なお、大幅な増額になる場合は、事前に保護者と協議すること。

(3)上記(1)及び(2)以外にも、保護者の負担が大幅に増えないよう努めること。

7 保護者や地域との連携

第三保育園が行ってきた保護者や地域との連携等を継承すること。特に、保護者とのコミュニケーションや地域との交流等について積極的に行い、要望等があった場合は誠意を持って対応すること。

8 健康及び衛生管理

関係法令等に基づき、園児及び職員の健康管理及び衛生管理を適切に行うこと。また、施設内の衛生管理も適切に行うこと。

9 防災及び防犯対策

各種災害時に園児及び職員の安全を確保できるよう計画を策定し、訓練等も定期的に行うこと。また、不審者等に対する防犯対策についても同様に行うこと。

10 事故防止及び安全対策

保育中の事故防止のために、施設内外の安全点検に努めるとともに、職員研修や訓練等を適

切に実施すること。また、職員間での報告連絡体制や関係機関との連携体制を確立し、不測の事態に備えること。

第3 施設整備内容

1 基本的条件

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日滋賀県条例第64号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)及びその他関係法令に定められた基準を満たした施設整備を行うこと。なお、次に掲げる諸室等については、次のとおり留意すること。

- (1) 保育室等諸室について、園児の安全に配慮して整備すること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上児1人につき1.98㎡以上あること。
- (3) 屋外遊戯場の面積は満2歳以上児1人につき3.3㎡以上とするが、園児が活発に活動できるよう可能な限り広く、かつ、安全に配慮して整備すること。

2 駐車場及び駐輪場

- (1) 敷地内に駐車場及び駐輪場を整備すること。
- (2) 駐車場については、園児送迎に必要な台数を十分確保し、敷地外の駐車や前面道路での滞留がないように計画すること。
- (3) 職員駐車場について、敷地内での確保が難しい場合は、近隣駐車場等を確保するなどの対応を行うこと。なお、事業者決定後、近隣市有地で貸付可能な土地について相談・協議の要望がある場合は、これに応じる。
- (4) 駐車場への出入口及び保護者が送迎する際の駐車場への車動線については、事業者の責任において、周辺自治会等と協議し、理解を得ること。

3 既設構造物等

計画地での施設整備時に、取り壊し及び撤去が必要な構造物及び遊具等存置物については、決定事業者の負担で解体撤去及び処分すること。なお、解体撤去及び処分する前に、市と協議等を行うこと。

4 埋蔵文化財発掘調査

計画地は、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内であるため、埋蔵文化財発掘調査等が必要となり、その手続き及び調査に係る費用等は事業者の負担とする。なお、詳細については、事業者決定後、市文化財保護課と協議すること。

5 その他留意事項

- (1) 防災及び防犯対策に留意して整備すること。
- (2) 地域の環境に配慮して設計等行うこと。
- (3) 各種工事等行う際には、事業者の責任において、事前に近隣住民に説明等行うなどして理解が得られるよう丁寧な対応に努めること。

第4 整備運営費用に関すること

1 保育所用地関係

- (1) 市は事業者に対して、野洲市公有財産管理規則(平成16年10月1日規則第56号)に基づき、募集要項で提示している市有地(滋賀県野洲市小篠原1780番地7)を保育所用地として有償で貸し付ける。
- (2) 貸付期間及び貸付料については、事業者決定後に市議会若しくは野洲市公有財産審議委員会での審議後に決定となる。なお、現時点での貸付料の参考金額は「年額224万円」程度を想定しているが、確定額ではないことに留意すること。
- (3) 市議会若しくは野洲市公有財産審議委員会の審査を経た後、貸付契約書を締結するが、その手続きに必要な費用等については、事業者の負担とする。

2 施設整備補助金

- (1) 施設整備補助については、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」制度に事業が採択された場合は、決定事業者に対して、市の予算の範囲内で補助金を交付する。なお、参考補助基準額は次の表のとおりである。

(参考)

補助名	補助基準額	補助率
就学前教育・保育施設整備交付金	215,000 千円	左記の3/4を上限とする

上記基準額は令和5年度の交付基準額から試算した参考金額であり、実際の金額とは異なる可能性がある。また、補助率には市負担分も含んでいる。

補助基準額の1/4及び補助基準額を超える部分は決定事業者の負担となる。

上記補助基準額は建物の本体工事費(本体建築部分のみ対象)のみで試算している。その他加算は整備条件等により変動するため、含んでいない。なお、実際の補助基準額は整備手法等によって異なるため、事業者決定後に別途協議する予定である。

- (2) 事業者は上記(1)の補助金以外の費用について、自己資金等を計画的に用意し、無理のない資金計画を立てること。なお、公的補助の採択が得られない時は、自己資金及び借入金等をもって対応すること。
- (3) 事業者が施設整備のために補助金を活用する場合は、補助金の交付内示前に整備事業に着手することができないため、契約時期等のスケジュールについて留意すること。

3 運営委託費及び運営補助金モデル計算

- (1) 運営委託費

国の制度に基づき交付する運営委託費のモデル計算は次のとおりである。なお、モデル計算の基礎となる情報については、令和6年1月1日時点の第三保育園現況によるものであり、実際の額は、事業実施時の園児数や法令等により変動することから、あくまで参考とすること。

年齢区分	保育必要量区分	保育費用単価	園児数	金額
4歳以上児	標準時間	63,420 円	27 人	1,712,340 円
	短時間	56,920 円	3 人	170,760 円
3 歳 児	標準時間	80,860 円	16 人	1,293,760 円
	短時間	74,360 円	2 人	148,720 円
1, 2 歳 児	標準時間	142,060 円	26 人	3,693,560 円
	短時間	135,370 円	7 人	947,590 円
乳 児	標準時間	230,090 円	3 人	690,270 円
	短時間	223,400 円	0 人	0 円
小計(月額)			84 人	8,657,000 円
年 額				103,884,000 円

保育費用単価は野洲市内の民間事業所で標準的に取られている処遇改善等加算、主任保育士加算等を適用して計算しています。

(2) 運営補助金

運営補助金のモデル計算は次のとおりである。なお、モデル計算の基礎となる情報については、令和6年1月1日時点の第三保育園現況によるものであり、実際の額は、事業の実施状況、園児数及び法令等により変動することから、あくまで参考とすること。

補助事業名	積算根拠	金額(年額)
保育費運営事業	284,400 円(市の基準単価×園児数)×12月 = 3,412,800 円	3,412,800 円
延長保育事業	年額 300,000 円(30分延長の場合)	300,000 円
低年齢児保育保育士等特別配置事業	3,000,000 円(1,2歳児が13人以上で5:1配置)	3,000,000 円
おむつ園処分補助事業	36人(3歳未満児人数)×430円×12月 = 185,760 円	185,760 円
家庭支援推進保育事業	3,000,000 円(専任配置分)+350,000 円(対象児童が10~19人の場合の加算分) = 3,350,000 円	3,350,000 円
合計		10,248,560 円

上記以外にも対象となる補助金はあるが、第三保育園現況から概ね上記補助金が対象となると想定したモデル計算であることに留意すること。

第5 その他留意事項

- 1 本特記事項は、野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集に当たり、特に注意すべき留意事項として記載したものであり、本特記事項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、市と協議して定めることとする。

- 2 施設整備及び運営において、本特記事項に定めのない事項についても、市及び関係所管庁の指導に従うこと。

- 3 園運営に当たり、園児及び保護者の個人情報には厳重に取扱い、漏洩、滅失及び棄損の防止に務め、個人情報の保護のために必要な措置を講ずること。

- 4 市内で自然災害等が発生した際に事業者が協力できることについて、市との協議に応じること。なお、市としては、指定避難所に避難者が入りきれない状況になった場合に、補助的な避難所として施設を使用できること等を想定している。

- 5 待機児童の増加等により、事業者決定後に定員を拡大する必要性が生じた場合、定員増員について、市との協議に応じること。

- 6 市の子育て施策に寄与できる取組みとして提案したい取組みがある場合は、新規提案として提案すること。